

国内クレジット認証委員会御中

## 審査結果概要書

平成 23 年 2 月 14 日

審査機関名 日本検査キューエイ株式会社

### 1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	梅田スカイビルにおける、空調熱源 2 次ポンプの変揚程変流量制御装置による電力削減事業
排出削減事業者名	積水ハウス梅田オペレーション株式会社
排出削減共同実施事業者名	環境経済株式会社 (その他関連事業者 横河商事株式会社)
事業実施場所	梅田スカイビル (大阪市北区大淀中 1 丁目 1 番)
事業の概要	既設の空調熱源 2 次ポンプ (インバーターによる圧力一定制御) に、「変揚程変流量制御装置」を追加導入し、部分負荷時の 2 次ポンプの回転数を下げることで電力使用量を削減し、エネルギー効率を改善する。
排出削減量の計画	2010 年度 58 t CO <sub>2</sub> 2011 年度 78 t CO <sub>2</sub> 2012 年度 67 t CO <sub>2</sub> (事業実施期間合計 201 t CO <sub>2</sub> )
国内クレジット認証期間	事業開始日 2010 年 08 月 06 日 終了予定日 2013 年 03 月 31 日
排出削減方法	方法論番号 005 間欠運転制御、インバーター制御又は台数制御によるポンプ・ファン類可変能力制御機器の導入

### 2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の概要の要件に適合している。

### 3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。 排出削減事業実施場所： 梅田スカイビル (大阪市北区大淀中1丁目1番)
追加性を有すること	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを質問等により確認している。</li> <li>2) 本事業が実施できない場合は、既存の設備が継続的に使用されることを質問、関連資料の閲覧により確認している。本事業の投資回収年数の計算について、入手した根拠資料、質問および検算により 3.2 年であることを確認している。投資回収年数の根拠データについては、関連証拠と突合することにより正確性を確認している。</li> <li>3) 本排出削減事業者は、梅田スカイビルにおいて、竣工当初より空調熱源 2 次ポンプの一部に「インバータによる設定圧力一定制御装置」を導入して省エネルギーに努めてきており、日頃より環境保全に対する取り組みが行われていた。</li> <li>4) 国内クレジット活用による「変揚程変流量制御装置」導入という事業がマッチしたこと、国内クレジットの認証により当社の環境意識の高さを社会的にアピールできる効果が期待できることが、投資決定の一因となったと判断できる。</li> </ol>
自主行動計画に参加していない者により行われること	自主行動計画に参加していないことについては、排出削減事業者およびその他の関連事業者への質問により、自主行動計画に参加していない事業者であることの確認を実施している。
排出削減方法論に基づいて実施されること	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 本排出削減事業者は、承認排出削減方法論番号 005 「間欠運転制御、インバータ制御又は台数制御によるポンプ・ファン類可変能力制御機器の導入」に基づき排出削減量を計算しており、また、方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認している。</li> </ol> <p>【方法論番号 005 間欠運転制御、インバータ制御又は台数制御によるポンプ・ファン類可変能力制御機器の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適用条件 1 については、現地視察、システム検討書により、</li> </ul>

	<p>既設の空調熱源 2 次ポンプ「インバータによる設定圧力一定制御装置」に、「変揚程変流量制御装置」を追加導入することを確認している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 適用条件 2 については、現地視察、製品カタログにより、事業実施前及び実施後のエネルギー使用量に最も影響を与える年間稼働時間のデータが計測できることを確認している。</li></ul> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証拠により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間については、法定耐用年数である 8 年の 2 倍（16 年）を超えていないことを、質問・関連資料の閲覧により確認している。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 4. 特記事項

なし。

以上